

(表)

← 9センチメートル →

第 _____ 号
官職 _____
氏名 _____

成田国際空港株式会社法
第16条第2項の規定による検査員証

____年 ____月 ____日 発行
____年 ____月 ____日 限り有効

国土交通大臣 印

5.5センチメートル

(裏)

成田国際空港株式会社法抜すい

第16条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第21条 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。